



# 宮 崎 県 公 報

平成20年6月30日(月曜日) 第1994号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域の変更(6件).....(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(5件).....( " ) 2
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定.....(会計課) 3

### 公 告

- 社団法人全国公営住宅火災共済機構平成19年度

経営状況の通知.....(総務課) 3

○土地改良区の役員の就退任の届出(3件).....(農村整備課) 4

○県営土地改良事業の工事の完了..... 5

### 企業局企業管理規程

○企業局職員表彰規程の一部を改正する企業管理規程..... 5

### 公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について(2件)..... 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 504号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字野老ヶ八重666番71地先から同郡同村同大字同字666番71地先まで	旧	26.2 ~ 29.3	21.1
				新	23.2 ~ 25.4	

### 宮崎県告示第 505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字雨木1720番20地先から同郡同村同大字同字1720番19地先まで	旧	4.6 ~ 5.3	61.3
				新	8.0 ~ 44.7	

### 宮崎県告示第 506号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道388号	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字榎木1848番2地先から同郡同町同区鬼神野同字1848番2地先まで	旧	9.6 ~ 11.8	23.7
				新	16.8 ~ 46.4	

**宮崎県告示第507号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
24	県道	高鍋高岡線	西都市大字妻字平田1509番1地先から同市同大字同字1509番1地先まで	旧	12.0 ~ 12.0	111.5
				新	14.0 ~ 14.0	111.5

**宮崎県告示第508号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字坂本1686番地先から同郡同村同大字同字1688番1地先まで	旧	4.9 ~ 9.0	119.7
				新	5.3 ~ 52.0	75.2

**宮崎県告示第509号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
225	県道	八重原延岡線	日向市東郷町山陰字唐	旧	3.8 ~ 11.2	354.3

			木野庚 583番地先から同市同町山陰同字庚 473番1地先まで	新	8.6 ~ 27.2	343.6
--	--	--	---------------------------------	---	------------	-------

**宮崎県告示第510号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字雨木1720番20地先から同郡同村同大字同字1720番19地先まで	平成20年6月30日

**宮崎県告示第511号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道388号	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字樫木1848番2地先から同郡同町同区鬼神野同字1848番2地先まで	平成20年6月30日

**宮崎県告示第512号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	西都市大字妻字平田1509番1地先から同市同大字同字1509番1地先まで	平成20年6月30日

宮崎県告示第 513号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字坂本1686番地先から同郡同村同大字同字1688番1地先まで	平成20年6月30日

宮崎県告示第 514号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月30日から平成20年7月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原延岡線	日向市東郷町山陰字唐木野庚 583番地先から同市同町山	平成20年6月30日

			陰同字庚 473番1地先まで	
--	--	--	----------------	--

宮崎県収入証紙条例

宮崎県収入証紙条例(昭和二十九年宮崎県条例第二十四号)第五条第一項の規定により、収入証紙売りおぼき人を次のとおり指定した。

平成二十年六月二十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りおぼきをする場所	売りおぼき人の名称	指定年月日
日南市日高一丁目一三番地 日南総合庁舎内	社団法人日南市シルバー人材センター	平成二十年六月二十日

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成19年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 事業実績	
加入都道府県市区町村会員数	705
加入戸数	859,724戸
共済委託契約金額	7,697,366,667,000円
火災共済掛金	1,031,110,956円
被災戸数	476戸
火災共済給付金	464,773,477円
特定給付金	23,027,276円
復興建築助成戸数	207戸
復興建築助成金	76,049,072円
住宅災害見舞戸数	1,117戸
住宅災害見舞金	27,290,000円
住宅防火施設整備補助会員数	256
住宅防火施設整備補助金	137,924,600円
2 収支計算	
(1) 収入	
火災共済掛金収入	1,031,110,956円
建物管理の部収入	44,148,075円
その他の収入	192,206,070円
当期収入合計(A)	1,267,465,101円
前期繰越収支差額	602,835,058円
収入合計(B)	1,870,300,159円
(2) 支出	
事業費	880,538,245円
管理費	146,707,546円
建物管理費	20,796,078円
特定資産等取得支出	171,662,874円
当期支出合計(C)	1,219,704,743円
当期収支差額(A)-(C)	47,760,358円
次期繰越収支差額(B)-(C)	650,595,416円

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、柳瀬土地改良区 (新富町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年 6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 惣 次	新富町大字新田 11531
理 事	猪 股 忠	新富町大字新田 11526
理 事	長 友 勝 俊	新富町大字新田 11750-3
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島96
理 事	長 友 和 伸	西都市大字黒生野2241
理 事	大 野 明 利	西都市大字岡富1192-1
理 事	橋 田 文 夫	西都市大字岡富 759-1
監 事	永 野 勝 司	新富町大字新田 11527
監 事	日 高 孝 伸	西都市大字岡富 633-3

(任期：平成24年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	金 丸 惣 次	新富町大字新田 11531
理 事	長 友 勝 俊	新富町大字新田 11750-3
理 事	猪 股 忠	新富町大字新田 11526
理 事	村 田 盛 吉	西都市大字現王島58
理 事	長 友 一 治	西都市大字黒生野2038
理 事	関 師 敏 浩	西都市大字岡富 765
理 事	河 野 道 文	西都市大字岡富1198
監 事	原 田 益 夫	西都市大字岡富 593
監 事	藤 本 高 己	新富町大字新田 11513-ロ

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、日蔭土地改良区 (五ヶ瀬町) の役員の就任及び退任について次のと

おり届出があった。

平成20年 6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	岡 村 憲 市	五ヶ瀬町大字鞍岡5810-1
監 事	梶 原 実	五ヶ瀬町大字鞍岡5698

(任期：平成22年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	田 中 孝 夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5776-1
監 事	岡 村 憲 市	五ヶ瀬町大字鞍岡5810-1

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、三ヶ所土地改良区 (五ヶ瀬町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年 6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	矢 野 信 義	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11003番地
副理事長	太 田 聖 悟	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10468番地
理 事	岩 本 徳 秋	五ヶ瀬町大字三ヶ所5939番地
理 事	甲 斐 一 男	五ヶ瀬町大字三ヶ所6761番地
理 事	小 崎 進 一	五ヶ瀬町大字三ヶ所8125番地
理 事	畦 池 守	五ヶ瀬町大字三ヶ所8070番地
理 事	隈 部 義 春	五ヶ瀬町大字三ヶ所8597番地
理 事	飯 干 繁 光	五ヶ瀬町大字三ヶ所9290番地
理 事	後 藤 國 男	五ヶ瀬町大字三ヶ所9656番地
理 事	甲 斐 博 好	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10698番地-1
理 事	甲 斐 守 人	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11809番地
監 事	飯 干 豊	五ヶ瀬町大字三ヶ所8763番地

監 事 後 藤 要 五ヶ瀬町大字三ヶ所 11535番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

Table with 3 columns: 役名, 氏名, 住所. Lists board members including 理事長 松本学, 副理事長 太田聖悟, and 監事 松本岩実.

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。平成20年6月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 4 columns: 地区名, 市町村名, 事業名, 完了年月日. Lists land improvement projects like 水田農業経営確立排水対策特別事業.

企業局企業管理規程

企業局職員表彰規程の一部を改正する企業管理規程について公表する。

平成二十年六月三十日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第十一号

企業局職員表彰規程の一部を改正する企業管理規程

企業局職員表彰規程（平成十九年宮崎県企業局企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（県の他部局での在職期間を含む。以下同じ。）」を削り、「二十年以上の職員」の下に「（人事交流により県の他部局から引き続き企業局の職員となったものは除く。）」を加え、「及び副賞」を削る。

第四条第一項中「三十年以上の職員」の下に「（人事交流により県の他部局から引き続き企業局の職員となったものは除く。）」を加え、「及び副賞」を削る。

附 則

この企業管理規程は、平成二十年七月一日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第11号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成20年6月30日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

Table with 3 columns: 種別, 級, 実施日時. Details: 雑踏警備, 2級, 平成20年10月1日午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1 宮崎県建設技術センター

3 定員

30人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成20年8月18日（月）から8月29日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無

- 背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)  
 オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料  
 検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。  
 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等  
 学科試験及び実技試験により行う。  
 なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。  
 また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容  
 ア 警備業務に関する基本的な事項  
 イ 法令に関すること。  
 ウ 雑踏の整理に関すること。  
 エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容  
 ア 雑踏の整理に関すること。  
 イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他  
 (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。  
 (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。  
 雨天時は雨合羽も持参すること。  
 (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表 0985-31-0110)に行うこと。  
 (4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成20年6月30日

宮崎県公安委員会委員長 田代知代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成20年10月2日午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者  
 (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成20年8月18日(月)から8月29日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。  
 雨天時は雨合羽も持参すること。

- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表 0985-31-0110）に行うこと。
- (4) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。